

福島市内の自宅兼店舗で飲食店を営む申立人について、自宅兼店舗の除染費用及び軒下に保管していた食材を外気から遮断する障壁設置工事費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

営業損害（除染費用を含む追加的費用）

2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年4月10日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金634,830円の支払義務があることを認める。

（内訳）

1 営業損害（追加的費用）	120,750円
2 営業損害（追加的費用としての除染費用）	514,080円

第3 支払方法

（省略）

第4 除染費用に係る条項

1 除染費用を裏付ける領収証原本の授受

申立人は、被申立人に対し、本件除染費用に関する領収証の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1 1記載の損害項目に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方公共団体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方公共団体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1 1記載の損害項目について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方公共団体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月8日

（仲介委員 尾野恭史）